

相手方がコンテンツプロバイダ (CP) である

はい (コンテンツプロバイダ (CP)) いいえ (アクセスプロバイダ (AP))

・ CPとの審理に先立って、APの氏名等情報を特定したい
・ APと一緒に審理を進めたい

はい いいえ

提供命令の申立て

書式集【記載例①】参照

書式集【記載例②】参照

APの氏名等情報を保有している旨の回答あり

審理

はい いいえ

・ APに対する発信者情報開示命令事件申立て
・ 2か月以内にCPへの通知

以下はAPについての審理と同様

CPについてのみ審理 (又は取下げ)

発信者情報 (氏名、住所等) についてAPが任意に保存している。

はい いいえ又はわからない

書式集【記載例④】参照

書式集【記載例③】参照

審理

APに対する発信者情報の保有照会

発信者情報を保有しているとの回答あり

はい いいえ

審理

CPについてのみ審理 (又はCP及びAP双方について取下げ)